

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、保健所、食肉衛生検査所又は大森山動物園に勤務する職員で」を削り、「もの」を「職種の職員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。